

社会福祉法人江南市社会福祉協議会 評議員の 費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江南市社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する会議等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) その他会長が認めた会議、研修、諸行事等

(費用弁償の種類及び金額)

第3条 評議員が前条の会議等に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等（1日につき2,000円）を支給する。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、「社会福祉法人江南市社会福祉協議会役員、委員等旅費支給規程」により支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(支給方法)

第4条 前条第1項の費用弁償について、会議等に出席する都度支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人江南市社会福祉協議会 理事及び監事の 費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）理事及び監事の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する会議等は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 監事会
- (3) その他会長が認めた会議、研修、諸行事等

(費用弁償の種類及び金額)

第3条 理事又は監事が前条の会議等に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等（1日につき2,000円）を支給する。ただし、本会より報酬等の支給を受けている場合は支給をしない。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、「社会福祉法人江南市社会福祉協議会役員、委員等旅費支給規程」により支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(支給方法)

第4条 前条第1項の費用弁償について、会議等に出席する都度、支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。